

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

1 リース税制の改正に伴う見直し

【改正】（償却費として損金経理をした金額）

42の13-10 措置法第42条の13第5項第2号ロの「償却費として損金経理をした金額」には、基本通達7-5-1又は7-5-2の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。

ただし、法人が継続して、これらの金額につき「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算につき当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額を含めないこととしているときに限り、この計算を認める。

(注) 基本通達7-5-3の取扱いにおけるその確定した決算において法第64条の2第1項に規定するリース資産に係る同通達に定める使用権資産の減価償却費として経理した金額についても、同様とする。

【解説】

- 1 本制度のうち特定税額控除制度の不適用措置の適用除外要件の一つとして、国内設備投資額が当期償却費総額の30%相当額（一定の場合には40%相当額）を超えること（以下「国内設備投資額要件」という。）とされているのであるが、この当期償却費総額とは、法令上、「法人がその有する減価償却資産につき当該対象年度においてその償却費として損金経理をした金額（(…)）の合計額」と定義されている（措法42の13⑤二ロ）。

この場合の「償却費として損金経理をした金額」とは、対象年度の確定した決算において費用又は損失として経理した減価償却資産の償却費の額をいい、これには損金経理の方法又は決算確定日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法による特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法人税法第31条第4項の規定により償却費として損金経理をした金額に含むものとされる前事業年度等のいわゆる償却限度超過額や損金経理額とみなされる金額は除くこととしている。

- 2 新リース会計基準が公表され、リースの借手の会計処理につき、全てのリースを使用権の取得と捉えて使用権資産を計上するとともに、使用権資産に係る減価償却費を計上することとされた（リースに関する会計基準33・37・38）ことを受け、法人税基本通達7-5-3において、リース資産に係る「その償却費として損金経理をした金額」には、内国法人が当該リース資産についてその確定した決算において当該リース資産に係る使用権資産の減価償却費として経理した金額が含まれることを留意的に明らかにする改正を行っている。
- 3 上記2の改正により明らかにされた取扱いは、本通達においても同様となることを、本通達の改正により明らかにしている。